

# 建築基準法関係シックハウス対策 技術的基準の試案 (第2次案)

## 1. 規制対象物質

規制対象とする化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

## 2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを発散するおそれがあるものとして別に指定する建築材料 を使用してはならない。

別に指定する建築材料の例  
クロルピリホスを塗り、又は散布した建築材料  
クロルピリホスを含有する建築材料 等  
ただし、施工後5年以上経過したものを除く。

## 3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制

### (1) 換気設備の設置の義務付け

建築物の構造が開放性を有するものとして別に定める構造方法 を用いるもの以外のものである場合においては、ホルムアルデヒドを発散するおそれのある建材を使用しないときでも、家具等からのホルムアルデヒドの発散を考慮して、居室には、居室の種類に応じて、それぞれ次の表に定める有効換気回数( 1 )に居室の容積を乗じて得られる有効換気量を確保することができるものとして別に定める構造方法 を用いる構造の換気設備又は当該居室で想定される通常の使用状態において当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒド濃度をおおむね 0.08ppm 以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた構造の換気設備を設けなければならない。

別に定める開放性を有する構造方法  
真壁造の在来木造工法で、旧来型の木製建具を使用するもの  
外気に常時開放された開口部の換気上有効な面積の合計が床面積 1 m<sup>2</sup>あたり 10cm<sup>2</sup> を超えるもの  
等

別に定める換気設備の構造方法の例  
圧力損失等を考慮した換気設計を行うもの 等

居室の種類	有効換気回数
住宅の居室等( 2 )	0.5 以上
上記以外	0.3 以上

- 1 時間に換気することができる空気の容積を居室の容積で除した数値をいう。以下同じ。
- 2 住宅の居室、寄宿舎の寝室、ホテル、旅館若しくは下宿の宿泊室又は物品販売業を営む店舗の売場その他これらに類する居室をいう。以下同じ。

高さが3mを超える居室にあつては、当該欄の数値に( 2 . 3 / 居室の高さ ( m ) ) を乗じた数値 ( 有効数字 1 桁で切り捨てるものとする ) 以上の数値とすることができる。

(2) 建築材料の使用制限

居室の壁、床及び天井（ 3 ）並びに開口部に設ける建具の室内に面する部分（ 4 ）の仕上げにホルムアルデヒドを発生させるおそれがあるものとして別に指定する建築材料（ 5 ）を使用する場合には、当該建築材料を次の表に定める等級1（ 6 ）又は等級2（ 7 ）のいずれかに該当するものとし、かつ、その使用する面積の合計を、建築物の構造、居室の種類及び換気設備の区分に応じて、居室の床面積に次の表に定める数値（ 8 ）を乗じて得た面積以下としなければならない。

別に指定する建築材料の例  
 合板、構造用パネル、フローリング、パーティクルボード、中質繊維板、壁紙、でんぷんのり  
 ユリア/メラミン/フェノール樹脂系の接着剤、塗料又は仕上材 等  
 ただし、施工後5年以上経過したものを除く。

建築物の構造	居室の種類	換気設備の区分		使用する建築材料		
		設置	有効換気回数( 9 )	等級1	等級2	
建築物の構造が開放性を有するものとして別に定める構造方法を用いるもの以外のもの	住宅の居室等	あり	0.7 以上	5	0.8	
			0.5 以上 0.7 未満	2	0.3	
	その他の居室	あり	0.7 以上	7	1.1	
			0.5 以上 0.7 未満	4	0.7	
建築物の構造が開放性を有するものとして別に定める構造方法を用いるもの	住宅の居室等	あり	0.7 以上	5	0.8	
			0.5 以上 0.7 未満	2	0.3	
	その他の居室	なし	(0.5 以上を想定)	2	0.3	
			あり	0.7 以上	7	1.1
				0.5 以上 0.7 未満	4	0.7
なし	(0.5 以上を想定)	4	0.7			

別に定める開放性を有する構造方法（ と同じ）

高さが3mを超える居室にあつては、当該欄の数値に（ 2 . 3 / 居室の高さ（ m ））を乗じた数値（有効数字1桁で切り上げるものとする）以上の数値とすることができる。

- 3 天井のない場合においては、屋根。
- 4 回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。
- 5 当該建築材料のうち、通常の使用状態において、1㎡当たりのホルムアルデヒドの発散量が1時間につきおおむね5µg以下であるものとして、別に定めるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

別に定める建築材料の例  
 JIS、JASでE<sub>0</sub>、F<sub>C0</sub>よりホルムアルデヒド発散量の低い区分が設けられた場合は、当該区分であるもの 等

- 6 等級1の建築材料とは、通常の使用状態において、1㎡当たりのホルムアルデヒドの発散量が1時間につきおおむね5µgを超え20µg以下であるものとして、別に定めるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

別に定める建築材料の例  
 JISで定めるパーティクルボードでホルムアルデヒド発散量による区分がE<sub>0</sub>であるもの  
 JASで定める合板でホルムアルデヒド発散量による区分がF<sub>C0</sub>であるもの 等

7 等級2の建築材料とは、通常の使用状態において、1㎡当たりのホルムアルデヒドの発散量が1時間につきおおむね20μgを超え120μg以下であるものとして、別に定めるもの 又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

別に定める建築材料の例  
 JISで定めるパーティクルボードでホルムアルデヒド発散量による区分がE<sub>1</sub>であるもの  
 JASで定める合板でホルムアルデヒド発散量による区分がF<sub>C1</sub>であるもの 等

8 2種類以上の等級の建築材料を使用する場合におけるこの表の適用に関し必要な事項は、別に定める。

別に定める事項の例

2種類以上の等級の建築材料を使用する場合においては、等級1又は等級2の建築材料を使用する面積の上限は、次の式を満たす場合とする（有効数字1桁で切り捨てるものとする。）

$$(S_f + S_1) / S_1^* + S_2 / S_2^* \leq 1$$

S<sub>f</sub> 住宅の居室等にあつては居室の床面積の3倍、その他の居室にあつては居室の床面積の1倍  
 S<sub>1</sub> 等級1の建築材料を使用する面積  
 S<sub>2</sub> 等級2の建築材料を使用する面積  
 S<sub>1</sub><sup>\*</sup> 居室の床面積に次の表の等級1の数値を乗じたもの  
 S<sub>2</sub><sup>\*</sup> 居室の床面積に次の表の等級2の数値を乗じたもの

換気設備の区分		使用する建築材料	
設置	有効換気回数（10）	等級1	等級2
あり	0.7以上	8	1.3
	0.5以上0.7未満	5	0.9
	0.3以上0.5未満	3	0.5
なし		5	0.9

（開放性を有する構造の場合のみ、0.5以上を想定）

9 この表の換気回数を確保することができるものとして別に定める構造方法を用いる構造又は居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒド濃度をおおむね0.08ppm以下に保つことができるものとして国土交通大臣の認定を受けた構造の換気設備に限る。

別に定める構造方法の例（ に同じ）  
 圧力損失等を考慮した換気設計を行うもの 等

### (3) 換気設備の構造

(1)及び(2)の換気設備の構造は、居室の天井裏等（10）の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分（別に定める部分を除く。）にホルムアルデヒドを発散す

るおそれがあるものとして別に指定する建築材料（11）を使用する場合には、当該指定建築材料から発散するホルムアルデヒドによって居室の内部の空気が汚染されないものとして別に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

別に定める部分の例

床及び天井との間に通気止めを有効に設けた外壁又は間仕切壁の部分  
居室との間に気密層を有効に設けた外壁の当該気密層の屋外側の部分 等

別に指定する建築材料の例

合板、構造用パネル、フローリング、パーティクルボード、中質繊維板、壁紙、でんぷんのり

ユリア/メラミン/フェノール樹脂を用いた断熱材

ユリア/メラミン/フェノール樹脂系の接着剤、塗料又は仕上材 等

ただし、施工後5年以上経過したものを除く。

別に定める換気設備の構造方法の例

(1)及び(2)に定める居室の換気回数を確保することに加え、天井裏等に排気口又は排気機を設け、当該天井裏等の汚染された空気を屋外に有効に排出する構造 等

10 天井裏、小屋裏、床裏、壁内、物置その他これらに類する部分をいう。

11 当該建築材料のうち、通常の使用状態において、1㎡当たりのホルムアルデヒドの発散量が1時間につきおおむね20µg以下であるものとして、別に定めるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

別に定める建築材料の例（ に同じ）

JISで定めるパーティクルボードでホルムアルデヒド発散量による区分がE<sub>0</sub>であるもの

JASで定める合板でホルムアルデヒド発散量による区分がF<sub>0</sub>であるもの 等

に定めるもののほか、(1)及び(2)の換気設備の構造は、衛生上支障のないものとして別に定める構造方法を用いるものとしなければならない。

別に定める換気設備の構造方法の例

圧力損失等を考慮した換気設計を行うものであること

居室で想定される通常の使用状態において、当該換気設備により生じる気流等の状況又は当該換気設備により給気される空気の温度等の状況により、作動又は開放した状態の保持に支障を生じないよう、風量等が設計された構造又は風量等が調整できる構造であること

等

#### (4) 適用の除外

(1) から(3) までは、中央管理方式の空気調和設備を設置した居室については、適用しない。( (1) から(3) までとは別に「居室で想定される通常の使用状態において、当該居室の人々が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒド濃度をおおむね0.1mg/m<sup>3</sup>以下に保つことができるものであること」を規定する。)

(1) から(3) までは、居室で想定される通常の使用状態において、当該居室の人々が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒド濃度をおおむね

0.08ppm 以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

(5) 居室と一体的に換気が確保される室の取扱い

2以上の居室並びに1以上の居室及びその他の建築物の部分で、相互に通気が確保されるものとして別に定める基準に該当するものは、(1)から(4)までの適用については、同一の居室にあるものとみなす。

〔 別に定める基準の例  
住宅の居室に通ずる住戸内の各室の出入り口の戸に換気上有効にアンダーカットを設け、  
又は換気上有効な通気のための措置が講じられていること 等 〕